

附則

- この政令は、公布の日から施行する。
- (皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正)  
皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令(平成五年政令第百六十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条中「第四十三号」を「第四十四号」に改める。

農業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉

政令第三百二十五号

農業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(第一号を除く。)(の規定に基づき、この政令を制定する。  
農業取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号) 附則第一条(第一号を除く。)(の規定に基づき、この政令を制定する。  
農業取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号) 附則第一条(第一号を除く。)(の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉

総務大臣 石田 真敏  
厚生労働大臣 根本 匠  
農林水産大臣 吉川 貴盛  
経済産業大臣臨時代理 茂木 敏充  
国務大臣 原田 義昭  
環境大臣 原田 義昭

農業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉

政令第三百二十六号

農業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(第一号を除く。)(の規定に基づき、この政令を制定する。  
農業取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)の施行に伴い、並びに農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第八條第七項(同法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)、第二十六條第一項、第四十三條及び第四十六條並びに外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。  
(農業取締法施行令の一部改正)

第一条 農業取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第六項(法第十五條の二第六項)」を「第三条第八項(法第三十四條第六項)」に改め、「(現に登録を受けている農業について再登録の申請をする場合にあつては、七万三千二百円)」を削り、同条第二項中「第五条の二第四項」を「第五条第四項」に、「第十五條の二第六項」

を「第三十四條第六項」に改め、同条第三項中「第六條の二第四項(法第十五條の二第六項)」を「第七條第六項(法第三十四條第六項)」に改め、「において準用する法第二条第六項」を削り、同条に次の二項を加える。

財務大臣臨時代理  
国務大臣 石田 真敏  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉

4 法第八條第七項(法第三十四條第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により納付しなければならない手数料の額は、三十五万円とする。

5 前項に定める額の手数を納付して再評価を受けた者が当該再評価に係る農業についてその納付の日から法第八條第二項(法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める期間内に再評価を受けようとする場合における法第八條第七項の規定により納付しなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、十二万九千五百円とする。  
第二条を次のように改める。

第二条 法第二十六條第一項の水質汚濁性農業は、二一クロロ・四・六一ビス(エチルアミノ)・s-トリアジン(別名シマジン)を有効成分とする除草に用いられる薬剤とする。

第三條中「第十二條の二第二項」を「第二十六條第二項」に、「をもつて」を「で」に、「水産動物」を「水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動物」に、「水域又は当該農業の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ」を「公共用水域又は」に、「なつて」を「なつて」に、「当該水域又は」を「これらの」に改める。

第四條第一項中「第十三條第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同項ただし書中「水産動物」を「生活環境動物」に改め、同条第二項中「第十三條第三項」を「第二十九條第三項」に改め、同条第三項中「第十四條第二項」を「第三十一條第二項」に改め、同項ただし書中「水産動物」を「生活環境動物」に改め、同条第五項中「第十三條第一項」を「第二十九條第一項」に改める。「で定める」を「で定める」に改め、同条第六項中「第十四條第二項」を「第三十一條第二項」に改める。「で定める」に改める。  
(輸出貿易管理令の一部改正)

第二条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三五の三の項(二)中「第一条の二第二項」を「第二条第一項」に改め、同項(一)中「第三条第一項第三号から第七号まで」を「第四条第一項第九号まで又は第十一号(これらの規定を同法第三十四條第六項において準用する場合を含む。2から4までにおいて同じ。)」に、「ものとして同条第三項」を「と認められるものとして同法第四條第一項(同法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)」に、「の申請を却下された」を「を拒否された」に改め、同項(二)3中「第三条第一項第三号から第七号まで」を「第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号」に、「第九條第二項」を「第十八條第二項」に改め、同項(二)3を同項(二)4とし、同項(二)2中「第三条第一項第三号から第七号まで」を「第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号」に、「第六條の三第一項」を「第九條第三項(同法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同項(二)2を同項(二)3とし、同項(二)1の次に次のように加える。

2 農業取締法第四條第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいづれかに該当すると認められるものとして同法第九條第二項(同法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその登録が取り消された農業